

(目的)

第1条 この条例は、豊島区(以下「区」という。)における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 区民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (7) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内(以下「区内」という。)の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (8) 共同住宅等所有者等 区内に所在する店舗、事務所及び共同住宅(以下「共同住宅等」という。)を所有する者並びに区内に所在する共同住宅等の管理及び運営を行う者をいう。
- (9) 虚偽の養子縁組 嫡出親子関係を創設するという養子縁組制度本来の目的を逸脱し、短期間に成年同士の養子縁組を繰り返すなどの縁組意思のない養子縁組をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区並びに区民等の連携及び協力により推進するものとする。

(適用上の注意)

第4条 この条例の適用に当たっては、区民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、区民等の積極的な協力を得るとともに、区の区域を管轄する警察署(以下「警察」という。)その他の関係機関(以下「警察等」という。)との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

(区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等)

第6条 区は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為(同条第25号に掲げる行為を除く。)その他の行政対象暴力(暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。)を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(平24条例32・一部改正)

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 区は、公共工事その他の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、区が締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下「区の契約」という。)及び公共工事における区の契約の相手方と下請負人との契約等区の事務又は事業の実施のために必要な区の契約に関連する契約(以下「関連契約」という。)に関し、当該区の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、区の契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるものとする。

- (1) 当該区の契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、区は催告することなく当該区の契約を解除することができること。
- (2) 関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、区は当該区の契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。
- (3) 前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該区の契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、区は当該相手方を区の契約に関与させないことができること。

3 区は、前項第1号に掲げる内容の特約を定めた区の契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該区の契約を解除するよう努めるとともに、当該相手方を区の契約に関与させないよう努めるものとする。

4 区は、第2項第2号及び第3号に掲げる内容の特約を定めた区の契約に係る関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該区の契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めるとともに、当該相手方が正当な理由なくこれを拒否したときは、当該相手方を区の契約に関与させないよう努めるものとする。

5 区は、前2項に規定する措置を講じた場合には、当該措置の理由、期間等を公表するものとする。

(区が設置する公の施設における措置)

第8条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、区が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるものと認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(広報及び啓発)

第9条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第10条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する支援)

第11条 区は、青少年の教育又は育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう、指導、助言その他の必要な措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、職員の派遣、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(区民等の責務)

第12条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

(1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、警察等に当該情報を提供すること。

(2) 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画又は協力すること。

(3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(共同住宅等所有者等の責務)

第13条 共同住宅等所有者等は、区内に所在する共同住宅等の譲渡又は貸付け(以下「譲渡等」という。)に当たっては、暴力団及び暴力団員並びに暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下「暴力団等」という。)に居住又は使用させないよう努めるものとする。

2 共同住宅等所有者等は、区内に所在する共同住宅等に関して、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、警察等に当該情報を提供するとともに、積極的な暴力団排除活動に努めるものとする。

3 共同住宅等所有者等は、区内に所在する共同住宅等の譲渡等に当たっては、次に掲げる内容を含めた契約を締結するよう努めるものとする。

(1) 契約締結後に、契約相手方又は入居者が暴力団等であることが判明したとき、又は共同住宅等の専有部分に暴力団の名称、活動等に関する看板、表札その他これに類する物を掲示したとき、若しくは暴力団等を反復して出入りさせる行為を行なったことが判明したときは、催告を要せずに当該契約を解除することができること。

(2) 契約締結後に、共同住宅等の専有部分が暴力団等の関与する犯罪に用いられたときは、催告を要せずに当該契約を解除することができること。

(3) 契約締結後に、暴力団員の不法行為により損害を被った場合においては、当該暴力団員が所属する上部団体組織に対し、民法(明治29年法律第89号)第715条第1項に定める使用者責任を求めることがありうること。

(虚偽の養子縁組における措置)

第14条 何人も、不正な公正証書・公文書の取得等の違法行為を目的として、虚偽の養子縁組をしてはならない。

2 前項で規定する虚偽の養子縁組が暴力団関係者の関与により行われている事実を知った者は、速やかに警察等に通報するものとする。

3 区長は、養子縁組の届出を受付けた場合には、届出人、証人及び使者(以下「届出人等」という。)に対して、当該届出が暴力団関係者の関与による虚偽の養子縁組ではない旨の確認を行うよう努めるものとする。

4 区長は、第1項に規定する虚偽の養子縁組であると疑われる届出を受付けた場合には、東京法務局に対して照会を行うとともに、警察等に暴力団関係者の関与によるものか否かを確認するよう努めるものとする。

第15条 区長は、前条第4項に基づき暴力団関係者の関与による養子縁組であることが判明し、かつ、届出人等が区内に住所地を有するときには、当該届出人等に対する住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第34条第2項に定める調査を行うものとする。

2 区長は、前項の場合において、届出人等の暴力行為等により職員に危害が加えられるおそれがあると認められるときには、警察に協力を求めることができる。

3 区長は、第1項の調査の結果、当該届出人等が住基法の規定に基づく届出があった住所地に実際に居住していない事実が判明した場合には、東京法務局及び警察との密接な連携を図る等、適切な対応に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月30日条例第32号)

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第53号)の施行の日から施行する。